

標題

バルクキャリアの空倉がある積付状態での航行制限に関するトライアングルマークについて(改正 SOLAS XII 章 8, 14 規則)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0663
発行日 2006年6月22日

各位

改正 SOLAS XII 章 14 規則では、密度 1.78t/m³ 以上の固体ばら積み貨物を運送する船の乾舷用長さ(Lf)150m 以上の単船側構造のバルクキャリアは、「SOLAS XII/5.1 規則^{注1}」及び「IACS UR S12(rev. 2.1)又は UR S31^{注2}」の両要件に適合しなければ、2006年7月1日、あるいは船齢10年に達する日のどちらか遅い日以降、載荷重量の90%に相当する喫水以上の状態において、いずれの貨物倉においても当該貨物倉の最大許容積載質量の10%未満の積付状態で航行することを禁止しております。ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-0632にてお知らせしましたとおり、上記航行制限を受けるバルクキャリアに対しては、船上に保管されるローディングマニュアルへの注記を2005年7月1日以降実施しております。

これに加えて、2006年7月1日以降、上記航行制限を受けるバルクキャリアに対し、添付に示しますトライアングルマークを両船側に明示することが SOLAS XII 章 8 規則の改正により要求されます。明示が必要となる船舶への適合確認は、各船舶の適用日以降に行われる貨物船安全構造証書の定期的検査時において行います。

注1: SOLAS XII/5.1規則 (浸水時の構造強度要件)

1998年7月1日以降に建造契約されたバルクキャリアには強制適用される。

それより前に建造契約されたバルクキャリアは、上記航行制限により本規定を免除できる。

注2: IACS UR S12(rev. 2.1) / UR S31 (船側肋骨の強度要件)

1998年7月1日以降に建造契約されたバルクキャリアはUR S12(rev. 2.1)を、それより前に建造契約されたバルクキャリアにはUR S31を適用する。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027

Fax: 03-5226-2029

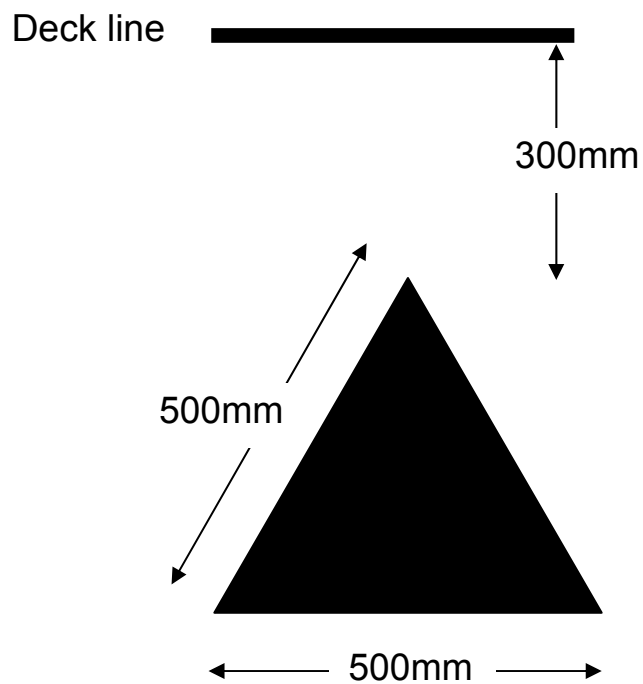
E-mail: svd@classnk.or.jp

添付: Triangular mark required by SOLAS Chapter XII Reg.8.3

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

Triangular mark required by SOLAS Chapter XII Reg.8.3



The permanent marking, of a solid equilateral triangle is to be made on the side shell at midships, port and starboard, by punching, weld beads or cut out of a thin plate welded.

This mark is to be painted a contrasting colour to that of the hull.